平成26年度 く住工共生のまちづくり事業> 対象 積算 予算額 ・相隣環境対策支援補助金 市内全域のモノづくり企業 3,000,000×5件 15,000千円

工場から発生する騒音又は振動に関して近隣住宅の居住者等から苦情を受け、その対策として建築物、施設、設備等の新設、改築、増築、交換などを行うモノづくり企業に経費の一部を補助する。 補助率:2/3 補助限度額:3,000千円(平成30年度までの限定措置)

•工場移転支援補助金

工業専用地域およびモ ノづくり推進地域以外で 操業するモノづくり企業 5,000,000×3件 15,000千円

工業系の用途地域以外に立地している製造業を営む企業がモノづくり推進地域もしくは工業専用地域に機械設備等を移転して操業を継続する場合に、移転にかかる経費の一部を補助する。 補助率:2/3 補助限度額:5,000千円(平成30年度までの限定措置)

・住工共生コミュニティ活動支援補助金

市内全域のモノづくり企業

100,000×3件

300千円

モノづくり企業が地域住民等の広い参加を促して住工共生のコミュニティの活性化につながる営利目的ではないイベント等を行う場合に、経費の一部を補助する。

補助率:1/2 補助限度額:100千円

•事業用地継承支援対策補助金

モノづくり推進地域内 5,000,000×1件

5,000千円

モノづくり推進地域における製造業集積の維持につなげるため、一定の面積以上の土地を、製造業用途の事業者に売却する場合に、当該土地所有者に対して補助金を交付する。 補助金額:売買契約金額の3%以内 補助限度額:5,000千円

* 要件

①モノづくり推進地域内②250㎡以上の敷地面積③当該土地所有期間が売買契約時に5年以上④当該敷地は製造業として活用されていた物件⑤土地所有者と資本関係等が無い第三者に対する土地の売却(所有権移転)⑥土地購入者が当該土地で工場を新たに建築し、操業する⑦所有権移転後2年以内で操業開始

・モノづくり重点地区プレート作成委託料

住工共生まちづくり 協議会

2, 000, 000×1件

2,000千円

条例に基づく重点地区(住工共生まちづくり協議会として認定した団体の対象地域内のモノづくり推進地区 =高井田まちづくり協議会を認定し、当該地域を想定)に条例に基づく重点地域であることを記載したモニュメントおよびプレートを設置、PRすることで住工共生のまちづくりにつなげる。

くモノづくり立地促進事業>対象積算予算額・モノづくり立地促進補助金エ業専用地域および
モノづくり推進地域15,879千円

市内の工業専用地域やモノづくり推進地域で新たに延床面積500㎡以上を活用し(工業専用地域では延床面積1,000㎡以上を活用)製造業を営む場合や、新たに工場を建設する場合等に、土地・家屋にかかる都市計画税および固定資産税相当額の一定割合を補助することで、工場立地に際しての企業のイニシャルコストの低減を図り、製造業の本市への立地促進につなげる。

平成2/年度(系)		
<住工共生のまちづくり事業>		
•相隣環境対策支援補助金		
同左		
•工場移転支援補助金		
同左		
・住工共生コミュニティ活動支援補助金		
同左		
•事業用地継承支援対策補助金		
同左		
・住工共生まちづくり協議会活動支援補助金		
(新規) 条例に基づき認定した「住工共生まちづくり協議会(高井田まちづくり協議会を想定)」が、住工共生のまちづくりの推進を図ることを目的に行う取り組みに対する支援		

<モノづくり立地促進事業>	対象	予算額
・モノづくり立地促進補助金	工業専用地域およびモ ノづくり推進地域	
同左		